

V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案の概要

I V-Highマルチメディア放送に係る委託放送業務の認定に関する制度整備

1 省令関係

(1) 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)の一部改正関係

- ① 有料放送管理業務に関する規定の整備を行う。(第17条の5の2関係)
- ② 委託放送業務の認定の単位を定める。(第17条の7関係)
- ③ 表現の自由の享有に関し、一の者(当該者を支配する者、支配される者を含む。※)が保有できるセグメント数は13までとする。(第17条の8関係)
※ 「支配」の基準は、議決権の1/3以上の保有、役員1/5超の兼任又は代表権を有する役員・常勤役員の兼任。
- ④ 認定申請の様式、提出書類等を定める。(第17条の9、第17条の10、別表第12号の2、第13号の2関係)
- ⑤ 委託放送業務の認定に係る周波数の指定に関する事項を定める。(第17条の14関係)
- ⑥ 委託放送業務の認定に係る指定事項の変更をするときで、「総務省令で定めるとき」とされているものを定める。(第17条の19関係)
- ⑦ 上記のほか、所要の規定の整備を行う。(第2条の9等)

(2) 電気通信役務利用放送法施行規則(平成14年総務省令第5号)の一部改正関係

- (1)①の改正に伴い、所要の規定を整備する。

(3) 放送局に係る表現の自由享有基準(平成20年総務省令第29号)の一部改正関係

- (1)③の改正に伴い、所要の規定を整備する。

(4) 放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成20年総務省令第30号)の一部改正関係

- (1)③の改正に伴い、所要の規定を整備する。

2 告示関係

(5) 放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)の一部変更関係

V-Highマルチメディア放送を国民に最大限に普及させるための指針、表現の自由の享有のための指針等を定めるとともに、その他同放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項等を定める。

(6) 委託放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件(平成2年郵政省告示第595号)の一部改正関係

(1)④の改正に伴い、所要の規定を整備する。

(7) 放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)の一部改正関係

委託放送業務の認定に係る指定事項の変更をするときで、「総務大臣が別で告示するとき」とされているものを定める。

3 訓令関係

(8) 放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号)の一部改正関係

委託放送業務の認定に関し、所要の規定を整備する。

(9) 平成23年●月●日から同年●月●日まで(※)申請を受け付ける移動受信用地上放送(207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。)に係る委託放送業務の認定に係る認定方針の制定関係(※申請を受け付ける期日を別途記入)

- ① 認定する委託放送業務に係る周波数(申請枠)等を定める。(第2条関係)
- ② 放送法関係審査基準第6条に規定する事項に加え、認定要件を定める。(第3条関係)
- ③ 比較審査基準を定める。(第4条関係)

II V-High マルチメディア放送に係る無線局免許に関する制度整備

1 省令関係

- (1) 放送局の開設の根本的基準(昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号)の一部改正関係
無線局(特定基地局)の免許に当たっては、その局に係る開設指針の規定に基づくものでなければならぬ旨を定める。
- (2) 無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)の一部改正関係
無線局の免許の区分、空中線電力の指定について定める。また、無線局の免許申請書、無線局事項書、工事設計書等の様式を定めるとともに、申請の際に記載を省略できる事項等について定める。
- (3) 登録点検事業者等規則(平成9年郵政省令第 76 号)の一部改正関係
無線局の登録点検事業者の点検項目を定める。

2 告示関係

- (4) 放送用周波数使用計画(昭和 63 年郵政省告示第 661 号)の一部改正関係
207.5-222MHz の周波数を、V-High マルチメディア放送に使用される周波数として定める。
- (5) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成 16 年総務省告示 859 号)の一部改正関係
無線局の送信の方式コードを定める。
- (6) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コード欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件(平成 16 年総務省告示第 860 号)の一部改正関係
無線局の目的コードを定める。

3 訓令関係

- (7) 電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)の一部改正関係
無線局の免許の審査基準として、送信方式や他の無線局との共用検討の確認等を定める。

III 施行期日

公布の日から施行する。